

# 高齢者虐待防止のための指針

(第1版)

特定非営利活動法人 高槻まごころ



## 1. 基本的な考え方

特定非営利活動法人高槻まごころは（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

## 2. 高齢者虐待の定義

### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### （2）介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など擁護を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者から財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止検討委員会

事業所は、虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的に次の通り虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 4. 職員研修の実施

事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に着け、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。

- ・新規採用：採用後3ヶ月以内
- ・継続研修：年1回以上

職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができる。研修実施記録を作成し、使用した資料とともに保管・管理する。

## 5. 虐待（疑い含む）等を発見した場合

### （1）高槻市への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務があるため、高槻市健康福祉部福祉指導課に通報。場合によっては警察・救急への連絡も考えられる。

### （2）職員による虐待が発生した場合は、厳正に対処する。

### （3）虐待の事実が確認された場合には、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

## 6. 虐待に関する相談・報告体制について

事業所は本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待受付担当者（以下「担当者」という。）を置き、次のとおり対応するものとする。

### （1）職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者に速やかに報告する。虐待者が担当者本人だった場合にはその上司に報告する。

### （2）担当者は受付記録を作成し管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。

### （3）管理者は担当者から報告等により虐待の事実（疑い含む。）を把握した場合は、速やかに高槻市に通報し、高槻市が行う事実確認に協力する。

### （4）管理者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。

## 7. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

### 【附則】

本指針は、令和 5年 10月 1日から施行する。